公的研究費に関する誓約書

京都ノートルダム女子大学長 殿

公的研究費による取引について、下記の項目を遵守する旨を誓約します。

記

1．公的研究費等による受注業務において、公的研究費等が国民の税金で賄われていることを理解し不正に関与しません。

2．公的研究費等による受注業務において、「京都ノートルダム女子大学公的研究費等の取扱規程」および「公的研究費による取引に関する基本事項」を理解し、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

3．本学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為等の依頼があった際には、京都ノートルダム女子大学の通報窓口に連絡します。

4．不正が認められた場合は、取引停止を含む、京都ノートルダム女子大学および公的研究費等の配分機関によるいかなる処分を講じられても異議はありません。

以上

年　　月　　日

（事業者名）

（代表者役職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※代表者名による作成が困難な場合は、支店責任者等名で作成して頂いてもかまいません。

※「京都ノートルダム女子大学公的研究費等の取扱規程」は改正される場合がありますので、本学ホームページにおいて最新の内容をご確認ください。